

平成28年度 早期退職に係る募集実施要項

尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年10月5日尼崎市条例第37号）第10条の2第1項第1号の規定に基づき、組織の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集を行います。

1 募集対象

次の条件を全て満たす者

- (1) 平成29年3月31日現在で満年齢が**45歳以上59歳以下**の者
(昭和32年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者。ただし、医療職給料表の適応を受ける職員を除く。)
- (2) 尼崎市職員退職手当支給条例第10条の2第4項の各号（下記）に該当しないこと
 - (ア) 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている職員
 - (イ) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日が到来するまでに定年に達する職員
 - (ウ) 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を（以下「特定懲戒処分等」という。）受けている職員

※ 勤続期間が20年以上の者については尼崎市早期退職募集制度に関する要綱に定められている加算割合を適用します。

2 募集人数

10人程度

3 募集期間

平成28年7月11日（月）午前8時45分から

平成28年9月1日（木）午後5時30分まで（人事課必着）

4 退職すべき期日

平成29年3月31日

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、各部局企画管理担当課で取りまとめて頂き、募集期間中に人事課必着で提出してください。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。（平成28年9月23日までに通知する予定）
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「応募取下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出してください。

※ 取下げを行う場合は、人事異動等の都合上できるだけ平成28年12月1日までに提出してください。
- (4) 早期退職に係る申請書等一式は行政事務支援システムの電子ファイリング内にあります。

【保存場所】 「総務局」－「人事管理部人事課」－「人事担当」内のフォルダ「早期退職」

6 その他

応募者が次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合には、不認定とします。

- (1) この募集実施要項又は任命権者が定める方式に適合しない場合
- (2) 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合

- (3) 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他任命権者が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
- (4) 任命権者が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事させる必要があると特に認める場合

7 問い合わせ先

総務局人事管理部人事課 (内線) 6177

以上